破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３５号

北海道白老郡白老町字竹浦198番地247、前住所青森県黒石市緑町４丁目122番地　緑町住宅２号

債務者　柏田　茂子

1　決定年月日時　平成26年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　正樹
4　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号

神奈川県平塚市河内73番地の１　ウェルナード301号

債務者　小野重機こと　小野　太蔵

1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　絵理
4　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４６号

神奈川県平塚市河内73番地の１　ウェルナード301号

債務者　小野　知恵

1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　絵理
4　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９９号

神奈川県中郡大磯町高麗２丁目19番２号、前住所神奈川県平塚市馬入2197番地の１

債務者　岩本　　実

1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石森加奈子
4　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３１号

福島県いわき市山田町西山11番地の15

債務者　馬上　貞康

1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新妻　弘道
4　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１１７号

徳島県徳島市鮎喰町１丁目270番地、旧住所徳島県名西郡石井町高川原字高川原29番地６

債務者　佐々木津多子

1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井内　秀典
4　破産債権の届出期間　平成26年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７５号

鹿児島県鹿児島市宇宿９丁目11番８号　レクエルド・アイ201号

債務者　尾本　　至

1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　竹彦
4　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第８５号

三重県鈴鹿市長太栄町２丁目１番27号

債務者　伊藤　　満

1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　破産債権の届出期間　平成26年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６３号

三重県名張市緑が丘東96番地

債務者　村岡　英治

1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　勝彦
4　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第３８号

新潟県加茂市上町５番22号

債務者　皆川　康一

1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海津　　諭
4　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第５３号

鳥取県岩美郡岩美町大字新井278番地、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字陸上44番地２

債務者　小山　俊郎

1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田　慶太
4　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６号

北海道岩見沢市12条西３丁目７番地

債務者　進藤　公惠

1　決定年月日時　平成26年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　悠介
4　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５４号

岐阜県大垣市大井１丁目10番地１　サンシャイン・オオイ102、住民票上の住所岐阜市西河渡１丁目32番地３

債務者　安達　治行

1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　圭一
4　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第９７７号

名古屋市中川区東起町５丁目22番地の６

債務者　太田　正弘

1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　志保
4　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部